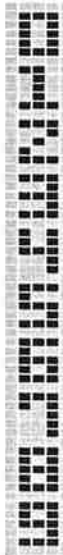
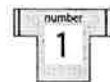


マイナンバー制度の概要



税理士
宮本 雄司



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法は、平成26年5月31



宮本雄司（みやもと ゆうじ）
昭和34年東京生まれ。平成2年税理士登録、税理士宮本雄司事務所を開設。現在、日本税理士会連合会理事、規制改革対策特別委員会副委員長、東京税理士会常務理事、規制改革・納税環境整備等対策室長を務める。

制度の目的と仕組み

日に関連3法とともに公布されました。これにより行政機関等は、個人、法人に付番された番号を平成28年1月から利用します。

番号法は次の①～③を目的としています。また、個人番号を含む個人情報及安全に取り扱われるよう、個人情報保護法の特例を定めることも目的の一つです。

①行政運営の効率化
番号を利用することにより、行政機関等では情報の照合、転記又は入力等に要している時間と労力が削減されま

今年の10月に番号を付番

行政手続で添付書類が省略

す。さらに、複数の業務間、行政機関等間で連携することにより、重複していた作業の無駄が省かれます。

②公平・公正性の確保

行政機関等の間の連携により、所得や行政サービスの受給状況等の把握が容易になります。これにより、不正を排し、適正な課税やサービス受給につながるようになります。

③国民の利便性の向上

個人番号により、行政手続の際の添付書類が省略でき、国民の時間的、経済的な負担が軽減します。

また、行政機関等から個人に応じたサービスのお知らせを受け取ることや行政機関等が保有する自分の情報を確認すること等ができるようになる予定です。これらにより、

行政機関等における情報の管理、運用を監視することも可能となります。

上記の目的を遂行するための、マイナンバー制度の仕組みの要点は、次の3点です。

(1)付番

個人に個人番号が、法人等に法人番号が付けられ、平成27年10月から通知されます。個人番号は、日本国内に住

民票を有する者全員に、1人につき1番号が重複のないように付番されます。番号は一生変更されません。ただし、番号が漏えいして不正に利用される恐れがある場合には、新たな番号が付番されます。

法人番号は、1法人等につき1番号が重複のないように付番されます。なお、法人番号は変更できません。

(2)情報連携

安全性を確保するため、情報は、各行政機関等で分散管理され、情報提供ネットワークシステムを介してやり取りが行われます。個人番号を用いず、各機関に割り振られた番号を用いて連携します。

情報連携の開始は、地方公共団体以外の行政機関は平成29年1月から、地方公共団体は同年7月からの予定です。

(3)本人確認

マイナンバー制度は、自分が自分であることを証明し、また、自分の個人番号を証明する仕組みでもあります。個人番号並びに氏名、住所、生年月日及び性別が記載され、顔写真が表示されたICカード（個人番号カード）により、本人確認が可能です。